

会 則

第1条 名称

本スクールは、水夢館スポーツクラブと称します。(以下「本クラブ」という。)

第2条 目的

水夢館の施設を利用することにより、心身の健康増進に寄与し会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 会員の種類

- 1) マスター会員
- 2) スチューデント会員
- 3) 子供スクール会員
- 4) 成人スクール会員

第4条 会員の資格

本クラブの会員は次の各項に該当する方とします。
1) 健康状態が良好な方(但し、高校生以下は保護者の同意が必要)
2) 1)以外で医師に運動を勧められた方

第5条 入会手続き

本クラブに入会を希望する方は、本クラブが定める所定の申込書により行わなければならない。

第6条 会員証

本クラブは会員に対して会員証を交付します。会員が水夢館を利用する時は必ずこの会員証を提示していただきます。又、会員証を他人に貸与、譲渡することはできません。

第7条 会員資格の継続

会員から退会の申し出がない限り自動的に継続するものとします。

第8条 会員資格の一時停止

次の各項に該当する場合は会員の資格を一時停止、またはその資格を失う場合もあります。
1) 会費を一ヶ月以上滞納したとき
2) 本会則に違反したとき
3) 稚内市体育施設条例第7条(使用の不承認)に該当したとき

第9条 退会

会員が本クラブを退会しようとする時は所定の届を提出していただきます。この場合既納の会費は返還しないものとします。

第10条 会員資格の喪失

会員は次の場合その資格を喪失します。
1) 退会
2) 死亡
3) 傷病等により会員を継続することが不可能となった場合
4) 水泳スクールの最上級クラスを終了したとき

第11条 会費

会員は細則で定める会費を納入しなければなりません。

第12条 利用料金

会員が施設を利用する場合は稚内市体育施設条例に基づいた利用料金を納めいただきます。

第13条 施設の休館及び利用制限

休館日は稚内市体育施設条例に定めた日とするほか、次の場合会員サービスを制限あるいはスクールの休講をすることがあります。この場合に事前に連絡いたします。
1) 館が主催する催し物があるとき
2) 館の都合によりやむを得ない理由が生じたとき
3) 災害その他緊急やむを得ない事態が生じたとき

第14条 責任事項

会員はスクール受講中、あるいは施設利用中の体調管理に十分配慮するものとします。本クラブで発生した盗難又は負傷等の事故については、本クラブに故意又は重大な過失がある場合を除き、自己の責任において処理していただきます。又施設利用中事故の責に帰す事由によって本クラブ又は第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとします。

第15条 料金の変更

会費については諸情勢の変化に伴い変更する場合があります。この場合事前に会員に連絡いたします。

第16条 変更事項の届け出

会員は自身の登録情報に変更があった場合、速やかに本クラブに届け出てください。

第17条 細則

本会則に定めのない事項及びクラブ運営上必要な事項は別に細則で定めます。

第18条 改訂

本クラブが必要と認めた場合、会則及び細則の改訂をすることができ、その効力は会員全員に及ぶものとします。その場合、会員に通知するとともに、本クラブ内に提示するものとします。会員は会則及び細則の改訂に対し意義の申し出はできないものとします。

細 則

第1条 入会手続

- 1) 所定の申込書及び問診表(高校生以下の方は保護者の承諾書が必要です)
- 2) 初回会費

第2条 会費

区 分	対 象	会費(税別)
マスター会員	満16歳以上	月額3,200円
スチューデント会員(トレーニングジム)	中学生・高校生	年額1,000円
子供スクール会員(水泳)	幼児・小学生・中学生	月額2,000円
子供スクール会員(ダンス、運動塾)	幼児・小学生	月額2,000円
子供スクール会員(ベビースイミング)	生後4ヶ月から満3歳までの乳幼児	月額3,000円
成人スクール会員(マタニティーエクササイズ)	妊婦	月額2,000円
成人スクール会員(産後ピクス)	産後5週目~1年	月額3,000円
成人スクール会員(健康運動教室)	満16歳以上	月額3,000円
成人スクール会員(健康いきいきボウリング)	50歳以上	月額3,000円
成人スクール会員(ゆったりヨガ)	満16歳以上	月額3,000円

第3条 利用時間

- 1) スクール会員:入館はスクール開講時間の30分前から、退館時間はスクール終了後60分以内(着替え含む)
- 2) スチューデント会員(中学生は保護者が同伴していない場合は19時までとする)

第4条 会費の納入方法

- 1) 会費は館に備え付けの券売機をご利用のうえ、納めていただきます。
- 2) 新規会員については申込み時に、継続会員については翌月分を前月の25日までに、スチューデント会員については加入又は継続の1年毎に納めてください。

第5条 会員証の紛失

会員証を紛失した場合は再発行しますので速やかに申し出てください(再発行は有料)。

第6条 休会

休会は原則として認めません。但し、病気・ケガ等やむを得ない事情の場合は、理由を審査したうえで認める事もあります。その際、休会届を前月の25日までに提出してください。

第7条 コースの変更

会員が受講する曜日、時間帯の変更を希望するときは所定の届出を前月25日までに提出してください。

第8条 改訂

本クラブが必要と認めた場合、細則の改訂をすることができ、その効力は全ての会員に及ぶものとします。